

2015年11月4日

公認会計士 短答式試験対策シリーズ

企業法 早まくり肢別問題集 第6版

改正対応レジュメ

(平成28年第I回(平成27年12月実施)短答式試験に対応)

公認会計士・監査審査会が公表した「平成28年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」により、平成26年金融商品取引法改正(平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行)が試験の対象外となりました。

そのため、平成28年第I回(平成27年12月実施)短答式試験の受験に向けて上記の問題集をご使用頂くに際して、次の問題は、改正前の「無過失責任」で解答する必要があるため、下記のように解答を修正してご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

p 411 12-3 継続開示 A09

【修正前】

A09

× 「負う」⇒「負わない」

流通市場における提出会社の責任(金商法21条の2第1項)は、従来は無過失責任とされていたが、平成26年改正は提出会社が「当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかったことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない」(金商法21条の2第2項)として、「無過失責任」を「過失責任」に見直した。<13Ⅱ-20>

【修正後】

A09

○

金商法21条の2第1項。ただし、有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知っていたときは、損害賠償の責任を負わない(金商法21条の2第1項)。<13Ⅱ-20>

以上